

川口市交通体系将来構想推進会議バス部会設置規程

(設置)

第1条 この規程は、川口市交通体系将来構想推進会議開催要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、川口市交通体系将来構想推進会議（以下「推進会議」という。）の部会として、バス部会（以下「部会」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 要綱第2条に定める所掌のうち、乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (2) その他部会が必要と認める事項

(組織)

第3条 部会を組織する構成員（以下「部会員」という。）は、推進会議の構成員の中から、推進会議の座長が指名する。

(任期)

第4条 部会員の任期は、推進会議の構成員の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置き、推進会議の座長が指名する。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 部会は、市が招集する。

- 2 部会の議長は、部会長が務める。
- 3 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 5 部会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(推進会議から部会への権限の委任)

第7条 要綱第7条第3項の規定に基づき、第2条に規定する事項に係る推進会議の権限を部会に委任し、当該委任された権限に属する事項については、部会の議決をもって推進会議の議決とする。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、都市計画部都市交通対策室が行う。

(会議の公開)

第9条 部会は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、部会長は、部会に諮り、会議を公開としないことができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。